

他自治体の防災条例に記載されている項目

※太字は、資料4 4の6「上記以外で豊田市の特性を踏まえて検討すべき事項」の参考になる条文。

参考資料(資料4 別紙)

	自治体名称・施行年月日	大津市 防災対策推進条例 平成22年4月1日	岡崎市 防災基本条例 平成24年度制定予定【パフコム素案】	東京都板橋区 防災基本条例 平成14年3月11日	東京都港区 防災対策基本条例 平成23年10月14日	浦安市 災害対策基本条例 平成21年3月31日	秋田市 災害対策基本条例 平成24年7月1日
章立て	項目	第1章総則(1~5条) 第2章予防対策(6~15条) 第3章応急措置及び復旧対策(16~20条) 第4章復興対策(21、22条)	第1章総則(1~7条) 第2章予防対策(8~16条) 第3章応急対策(17~21条) 第4章復興対策(22、23条)	第1章 総則(1~3条) 第2章 区民、事業者及び区の責務(4~8条) 第3章 予防対策(9~17条) 第4章 応急対策(18・19条) 第5章 復興対策(20・21条)	第1章総則(1~3条) 第2章区、区民及び事業者の責務(4~8条) 第3章 予防対策(9~20条) 第4章 応急対策(21~28条) 第5章 復興対策(29~30条)	第1章総則(1~4条) 第2章 自助(5~8条) 第3章 共助(9~16条) 第4章 公助(17~27条) 第5章 補足(28条)	第1章総則(1~4条) 第2章 自助(5~6条) 第3章 共助(7~9条) 第4章 公助(10~25条) 第5章 雑則(26条)
前文	前文	前文	前文	前文		前文	前文
総則	目的	第1条(目的)	第1条(目的)	第1条(目的)	第1条(目的)	第1条(目的)	第1条(目的)
	定義				第2条(定義)	第2条(定義)	第2条(定義)
	基本理念	第2条(基本理念)	第2条(基本理念)	第2条(基本理念)	第3条(基本理念)	第3条(基本理念)	第3条(基本理念)
	地域防災計画への反映		第3条(地域防災計画への反映)	第3条(地域防災計画への反映)		第4条(地域防災計画への反映)	第4条(地域防災計画への反映)
	地域防災計画に基づく防災対策の実施				第5条(地域防災計画の実施)		
	市民の責務	第3条(市民の責務)	第4条(市民の責務)	第4条(区民の責務)	第7条(区民の責務)	第5条(市民の自助)	第5条(市民の自助)
	建物の安全確保			第12条(まちの安全点検と防災まちづくり)			
	市民の共助					第9条(市民の共助)	第7条(市民の共助)
	市民と事業者の協力体制の事前整備					第11条(災害時協力体制の事前整備)	
	災害対策事業への協力					第12条(災害対策事業への協力)	
	事業者の責務	第4条(事業者の責務)	<b>第5条(事業者の責務)</b>	<b>第5条(事業者の責務)</b>	<b>第8条(事業者の責務)</b>	<b>第6条(事業者の自助)</b>	第6条(事業者の自助)
	事業者による防災計画の策定					<b>第7条(特定事業者に係る防災計画の策定等)</b>	
	事業者の共助					第10条(事業者の共助)	第9条(事業者の共助)
	既存建築物の安全の確保			第12条(まちの安全点検と防災まちづくり)《再掲》		第11条(災害時協力体制の事前整備)	
	市民と事業者の協力体制の事前整備						
	災害対策事業への協力					第12条(災害対策事業への協力)《再掲》	
	市の責務	第5条(市の責務)	第6条(市の責務)	第6条(区の基本的責務)	第4条(区長の基本的責務)	第17条(市長の基本的な責務)	第10条(公助 市の責務)
	区民に対する支援等			第8条(区民等に対する支援等)			第12条(基本方針)
	地域相互支援ネットワークづくり			第11条(地域相互支援ネットワークづくり)			
	防災まちづくり計画と事業の推進①			第13条(防災まちづくり計画と事業の推進)	第9条(災害に強い街づくりの推進)		
	建築物の安全確保			<b>第14条(建築物の耐震性及び耐火性の確保)</b>	第10条(公共施設の安全性の確保)		
医療体制の整備					第20条(応急医療体制の整備)	第18条(応急医療体制の整備)	
備蓄物資の整備					第21条(備蓄物資の整備)	第19条(備蓄物資の整備)	
職員の責務				第6条(区の職員の責務)	第17条(市長の基本的な責務)	第11条(市の職員の責務)	
議会の責務		第7条(議会の責務)					
予防対策	情報の収集及び提供	第14条(情報の収集提供等)	第8条(情報の収集及び提供)				第16条(情報の提供)
	自主防災活動の推進	第12条(自主防災活動の推進)	第9条(自主防災活動の推進)		第16条(防災住民組織の育成)	第13条(自主防災組織の結成)	
	自主防災組織の責務						第8条(自主防災組織の責務)
	災害時要援護者への配慮	第13条(災害時要援護者への配慮)	第10条(災害時要援護者への配慮)	第16条(要援護者への配慮:区民等の配慮)	第17条(災害時要援護者に対する施策)	第14条(災害時要援護者の援護)	<b>第14条(災害時要援護者への支援)</b>
	連絡体制等の確立			第17条(要援護者への配慮:区の施策及び体制)		第23条(災害時要援護者の援護の推進)	
	個人情報の利用及び提供					<b>第24条(災害時要援護者に係る個人情報の利用及び提供)</b>	
	防災に関する教育①	第6条(市民の役割)「知識・技術の習得」	第11条(防災に関する教育)	第10条(防災に関する教育等)	第13条(防災に関する知識の普及及び情報の提供等)		第15条(知識の普及等)
	防災に関する教育②	第7条(事業者の役割)「知識・技術の習得」		第9条(防災に関する学習及び訓練)	第14条(防災教育の推進)		
	防災に関する教育③	第8条(市の役割)「知識・技術の習得」					
	防災訓練		第12条(防災訓練)	第9条(防災に関する学習及び訓練)《再掲》	第15条(防災訓練の実施)		
広告物当の落下防止等①	第9条(市民の役割)「耐震・落下防止・施設の安全確認」	第13条(広告物等の落下防止等)	第15条(ブロック塀等の安全確保)	第11条(民間建築物等の安全性の向上)			

他自治体の防災条例に記載されている項目

※太字は、資料4 4の6「上記以外で豊田市の特性を踏まえて検討すべき事項」の参考になる条文。

参考資料(資料4 別紙)

	自治体名称・施行年月日	大津市 防災対策推進条例 平成22年4月1日	岡崎市 防災基本条例 平成24年度制定予定【パフコメ素案】	東京都板橋区 防災基本条例 平成14年3月11日	東京都港区 防災対策基本条例 平成23年10月14日	浦安市 災害対策基本条例 平成21年3月31日	秋田市 災害対策基本条例 平成24年7月1日
章立て	項目	第1章総則(1~5条) 第2章予防対策(6~15条) 第3章応急措置及び復旧対策(16~20条) 第4章復興対策(21、22条)	第1章総則(1~7条) 第2章予防対策(8~16条) 第3章応急対策(17~21条) 第4章復興対策(22、23条)	第1章 総則(1~3条) 第2章 区民、事業者及び区の責務(4~8条) 第3章 予防対策(9~17条) 第4章 応急対策(18・19条) 第5章 復興対策(20・21条)	第1章総則(1~3条) 第2章区、区民及び事業者の責務(4~8条) 第3章 予防対策(9~20条) 第4章 応急対策(21~28条) 第5章 復興対策(29~30条)	第1章総則(1~4条) 第2章自助(5~8条) 第3章共助(9~16条) 第4章公助(17~27条) 第5章補足(28条)	第1章総則(1~4条) 第2章自助(5~6条) 第3章共助(7~9条) 第4章公助(10~25条) 第5章雑則(26条)
予防対策 (続き)	広告物当の落下防止等②	第10条(事業者の役割)「耐震・落下防止・施設の安全確認」					
	広告物当の落下防止等③	第11条(市の役割)「耐震・落下防止・施設の安全確認」					
	浸水の防止等		第14条(浸水の防止等)		第12条(風水害対策)		
	雨水の流出抑制		第15条(雨水の流出抑制)				
	文化財等の保護	第15条(文化財の保護)	第16条(文化財等の保護)				
	協定の締結			第7条(区民、事業者及び国等との連携)	第23条(他の地方公共団体等との協定の締結等)		第24条(防災に係る協定)
	ボランティア活動の推進				第20条(ボランティアへの支援)		
	高層住宅等の震災対策				第18条(高層住宅等の震災対策)		
	業務継続計画				第19条(業務継続計画)		
応急・復旧 対策	応急復旧措置①	第16条(応急措置及び復旧対策の実施)	第17条(応急復旧措置)	第18条(応急対策：区民等の処置)	第21条(応急体制の整備)	第18条(応急体制の確立)	第20条(応急対策を行うための体制の確立)
	応急復旧措置②			第19条(応急対策：区の措置)			第22条(施設又は設備の復旧)
	応急復旧措置③						第23条(復旧の推進)
	情報連絡体制の確立				第22条(情報連絡体制の整備)		
	応急医療体制の整備					第20条(応急医療体制の整備)	
	避難対策	第17条(避難)	第18条(避難対策)				
	避難所の開設				第24条(避難所の設置等)	第19条(避難所の開設)	第21条(避難所の開設等)
	避難誘導				第26条(避難誘導方法の確立等)		
	代替施設の確保				第25条(代替施設の確保)		
	緊急輸送の確保	第18条(緊急輸送の確保)	第19条(緊急輸送の確保)				
	帰宅困難者への支援	第20条(帰宅困難者の支援)	第20条(帰宅困難者への支援)			第15条(帰宅困難者の支援)	
	帰宅困難者対策				第28条(帰宅困難者対策の実施)	第25条(帰宅困難者対策の推進)	
	帰宅困難者の事前準備等				第27条(帰宅困難者の事前準備等)		
	帰宅困難者の自助					第8条(帰宅困難者の自助)	
	帰宅困難者の共助					第16条(帰宅困難者の共助)	
自主防災組織等への支援		第21条(自主防災組織等への支援)			第22条(自主防災組織の育成及び支援)	第13条(自主防災組織の育成および支援)	
災害ボランティア	第19条(災害ボランティア活動への支援)				第26条(ボランティア活動への支援等)	第17条(ボランティア活動への支援等)	
復興対策	復興対策	第21条(市の復興対策)	第22条(復興対策)	第21条(区の復興体制)	第29条(復興対策)	第27条(復旧の推進)	
	市民の復興対策	第22条(市民等及び事業者の復興対策)		第20条(区民等の復興対策)			
	復興体制の確立				第30条(復興体制の確立)		
	他自治体災害時の支援		第23条(他の被災地支援)				第25条(他の地方公共団体への支援)
	委任					第28条(規則への委任)	第26条(委任)

上記6市以外の自治体の条例に記載されている項目(東京都文京区、横浜市、倉敷市、金沢市)  
 《総 則》 安全な地域の整備(道路、河川、公園等)、都市基盤の整備、防災訓練等参加機会の提供、災害対策本部、防災組織の育成、風水害対策、地域防災拠点の整備、広域避難場所の確保、協働の推進、地域コミュニティの役割  
 《予 防 対 策》 落下対象物の実態調査、観測体制の充実等、消防団への支援、鉄道道路の安全確保、電気、都市ガス、水道施設等の安全確保  
 《応急・復旧対策》 緊急輸送路の指定、海上輸送の確保、航空輸送の確保、空地の一時使用の協力、応急危険度判定の実施  
 《復 興 対 策》 国、他地方公共団体との協力、補償等